

入札公告

物件の委託業務について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成30年3月9日

警察共済組合奈良県支部長

第1 競争入札に付する事項

1 件名

「任意継続組合員・被扶養者の巡回型特定健康診査等」業務委託

2 調達案件の仕様等

入札説明書による。

3 履行期限

平成31年3月31日

4 履行場所

警察共済組合奈良県支部が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 警察共済組合が発注する委託契約の受注実績がある者、若しくは国又は奈良県における競争入札参加資格者で、営業種目「Q役務の提供4検査・調査・分析①臨床検査・健康診断」で登録していること。
- (4) 実施会場について県内に5ヶ所以上、近隣府県に8ヶ所以上を手配し、厚生労働省令第157号「特定健康診及び特定指導の実施に関する基準」及び厚生労働省告示の規定に基づく特定健康診査及びがん検診を含むオプション検査（以下「巡回健診等」）を実施できること。
- (5) 過去3年以内において、本業務と同種同程度の業務実績を有していること。

第3 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒630-8578

奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部警務部厚生課内（県分庁舎3階）

警察共済組合奈良県支部

電話（代表）0742-23-0110（内線2772）

2 入札説明書の交付期間

公告の日から平成30年3月20日(火)まで(奈良県の休日を定める条例(平成元年奈良県条例第32号)第1条に規定された休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

3 入札の日時及び場所

平成30年3月28日(水) 午前11時

奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部1階入札室

4 郵便による入札

入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「任意継続組合員・被扶養者の巡回型特別健康診査等に係る入札書」と朱書し、平成30年3月27日(火)までに到着するようにしてください。

第4 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金及び契約保証金

免除とします。

3 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、前記第2であることを証明できる資料等を提出(許可を得た者はFAXによる提出を認めます。)し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければなりません。

(2) (1)の提出書類に基づき第2(3)の規定に該当すると認められる者を入札対象者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更、または取り消すことはできません。

4 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とします。

5 契約書の作成の要否

要します。

6 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると警察共済組合奈良県支部長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とします。

7 契約の解除等

- (1) 落札者が契約の締結までに(2)のアからクまでにいずれかに該当すると認められるときは落札者と契約を締結しないものとします。
- (2) 契約締結後、契約者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該当事者と契約を締結したとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除きます。）において、契約担当者が下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8 その他

詳細は、入札説明書による。